26　β－トロンボグロブリン（β－ＴＧ）　171点
27　血小板第４因子（ＰＦ$_4$）　173点
28　プロトロンビンフラグメントＦ１＋２　192点
29　トロンボモジュリン　204点
30　フィブリンモノマー複合体　215点
31　プロテインＣ抗原　220点
32　凝固因子（第Ⅱ因子、第Ⅴ因子、第Ⅶ因子、第Ⅷ因子、第Ⅸ因子、第Ⅹ因子、第ＸＩ因子、第ＸⅡ因子、第ＸⅢ因子）　223点
33　プロテインＣ活性　227点
34　ｔＰＡ・ＰＡＩ－１複合体　240点
35　ＡＤＡＭＴＳ13活性　400点
36　血小板凝集能
イ　鑑別診断の補助に用いるもの　450点
ロ　その他のもの　50点
37　ＡＤＡＭＴＳ13インヒビター　1,000点
注　患者から１回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を３項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
イ　３項目又は４項目　530点
ロ　５項目以上　722点

Ｄ００６－２　造血器腫瘍遺伝子検査　2,100点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

Ｄ００６－３　ＢＣＲ－ＡＢＬ１
１　Ｍａｊｏｒ　ＢＣＲ－ＡＢＬ１（ｍＲＮＡ定量（国際標準値））
イ　診断の補助に用いるもの　2,520点
ロ　モニタリングに用いるもの　2,520点
２　Ｍａｊｏｒ　ＢＣＲ－ＡＢＬ１（ｍＲＮＡ定量）
イ　診断の補助に用いるもの　2,520点
ロ　モニタリングに用いるもの　2,520点
３　ｍｉｎｏｒ　ＢＣＲ－ＡＢＬ　ｍＲＮＡ
イ　診断の補助に用いるもの　2,520点
ロ　モニタリングに用いるもの　2,520点

Ｄ００６－４　遺伝学的検査
１　処理が容易なもの　3,880点
２　処理が複雑なもの　5,000点
３　処理が極めて複雑なもの　8,000点
注１　別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者から１回に採取した検体を用いて複数の遺伝子疾患に対する検査を実施した場合は、主たる検査の所定点数及び当該主たる検査の所定点数の100分の50に相当する点数を合算した点数により算定する。

Ｄ００６－５　染色体検査（全ての費用を含む。）
１　ＦＩＳＨ法を用いた場合　2,477点
２　流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合　4,465点
３　その他の場合　2,444点
注１　分染法を行った場合は、分染法加算として、386点を所定点数に加算する。
２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。

Ｄ００６－６　免疫関連遺伝子再構成　2,362点
Ｄ００６－７　ＵＤＰグルクロン酸転移酵素遺伝子多型　2,004点
Ｄ００６－８　サイトケラチン19（ＫＲＴ19）　ｍＲＮＡ検出　2,400点
Ｄ００６－９　ＷＴ１　ｍＲＮＡ　2,520点
Ｄ００６－10　ＣＣＲ４タンパク（フローサイトメトリー法）　10,000点
Ｄ００６－11　ＦＩＰ１Ｌ１－ＰＤＧＦＲα融合遺伝子検査　3,105点
Ｄ００６－12　ＥＧＦＲ遺伝子検査（血漿）　2,100点
注　同一の患者につき同一月において検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

Ｄ００６－13　骨髄微小残存病変量測定
１　遺伝子再構成の同定に用いるもの　3,294点
２　モニタリングに用いるもの　2,100点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

Ｄ００６－14　ＦＬＴ３遺伝子検査　4,200点
Ｄ００６－15　膀胱がん関連遺伝子検査　1,597点
Ｄ００６－16　ＪＡＫ２遺伝子検査　2,504点
Ｄ００６－17　Ｎｕｄｉｘ　ｈｙｄｒｏｌａｓｅ　15（ＮＵＤＴ15）遺伝子多型　2,274点
Ｄ００６－18　ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査
１　腫瘍細胞を検体とするもの　20,200点
２　血液を検体とするもの　20,200点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

Ｄ００６－19　がんゲノムプロファイリング検査
１　固形腫瘍を対象とする場合　44,000点
２　造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合　44,000点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。
２　抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号Ｂ０１１－５に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。

Ｄ００６－20　角膜ジストロフィー遺伝子検査　1,200点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者１人につき１回に限り算定する。

Ｄ００６－21　血液粘弾性検査（一連につき）　600点
Ｄ００６－22　ＲＡＳ遺伝子検査（血漿）　7,500点
Ｄ００６－23　遺伝子相同組換え修復欠損検査　32,200点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。
Ｄ００６－24　肺癌関連遺伝子多項目同時検査　12,500点
Ｄ００６－25　ＣＹＰ２Ｃ９遺伝子多型　1,976点
Ｄ００６－26　染色体構造変異解析　8,000点
注　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

Ｄ００６－27　悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）
１　ＲＯＳ１融合遺伝子検査　2,500点
２　ＡＬＫ融合遺伝子検査　2,500点
３　ＭＥＴｅｘ14遺伝子検査　5,000点
４　ＮＴＲＫ融合遺伝子検査　5,000点